

平成19年 3 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成19年 3 月31日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

平成19年 3月31日（土）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙
- 第 5 会期の決定
- 第 6 岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙
- 第 7 発議案第 1 号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- 第 8 発議案第 2 号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について
- 第 9 発議案第 3 号 広域連合長の専決処分事項の指定について
- 第10 議案第 1 号 岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて
- 第11 議案第 2 号 岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第12 議案第 3 号 岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第13 議案第 4 号 岩手県後期高齢者医療広域連合の休日に関する条例ほか17件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第14 議案第 5 号 平成18年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第15 議案第 6 号 指定金融機関の指定の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第16 議案第 7 号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤職員に係る災害補償に関する事務について岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第17 議案第 8 号 岩手県後期高齢者医療広域連合行政手続条例
- 第18 議案第 9 号 岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
- 第19 議案第10号 岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例
- 第20 議案第11号 岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

- 第21 議案第12号 岩手県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例
- 第22 議案第13号 岩手県後期高齢者医療広域連合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 第23 議案第14号 岩手県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関する条例
- 第24 議案第15号 岩手県後期高齢者医療広域連合公平委員会の事務を岩手県に委託することの協議
- 第25 議案第16号 平成19年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

---

出席議員（19名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 大石満雄君   | 2番 小沢昌記君  |
| 3番 中崎和久君   | 4番 濱欠明宏君  |
| 5番 民部田幾夫君  | 6番 山本武司君  |
| 7番 田村正彦君   | 8番 中里長門君  |
| 9番 岩部茂君    | 10番 多田欣一君 |
| 11番 佐々木幸夫君 | 13番 菊地衛君  |
| 14番 小原豊明君  | 15番 伊藤彬君  |
| 16番 村上充君   | 17番 長門孝則君 |
| 18番 昆忠泰君   | 19番 秋元厚子君 |
| 20番 浅井東兵衛君 |           |

欠席議員（1名）

- 12番 上机莞治君

説明のため出席した者

広域連合長 谷 藤 裕 明 君  
事務局長 岩 本 宏 己 君

副広域連合長 稲 葉 暉 君  
総務課長 古 川 重 勝 君

職務のため出席した者

議会書記 菅 原 英 彦 君

開会 午後 2時50分

臨時議長の紹介及びあいさつ

総務課長（古川重勝君） それでは、臨時議長をご紹介申し上げます。

本日は、広域連合設置後最初の議会でありますので、議長が選挙されます間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、浅井東兵衛議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

議長席にお着き願います。

〔浅井東兵衛議員 議長席に着席〕

臨時議長（浅井東兵衛君） ただいまご紹介にあずかりました浅井東兵衛でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議は、議事の都合により特に午後2時50分に繰り上げて開くことといたします。

開会及び開議の宣告

臨時議長（浅井東兵衛君） これより平成19年3月岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時

会を開会いたします。

本日の出席議員は19名であります。欠席の通告は上机莞治議員であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

#### 仮議席の指定

臨時議長（浅井東兵衛君） この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定します。

なお、傍聴は傍聴規則制定後からとしております。ご了承願います。

本日の議事の進行につきましては、本議会に発議案第1号で提案される予定の岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（案）に準じて進行いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

臨時議長（浅井東兵衛君） ご異議なしと認めます。

よって、議事は岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（案）に順じて進行いたします。

#### 議事日程の報告

臨時議長（浅井東兵衛君） これより本日の議事日程の報告に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

#### 会議録署名議員の指名

臨時議長（浅井東兵衛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、1番 大石満雄君、2番 小沢昌記君の2名を指名い

たします。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

臨時議長（浅井東兵衛君） 日程第2、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

臨時議長（浅井東兵衛君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、臨時議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

臨時議長（浅井東兵衛君） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長には、山本武司君を指名します。

お諮りします。

ただいま臨時議長において指名しました山本武司君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

臨時議長（浅井東兵衛君） ご異議なしと認めます。

よって、山本武司君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山本武司君が議場におられますので、本席から告知します。

### 議長就任あいさつ

臨時議長（浅井東兵衛君） ただいま告知をしました山本武司君からごあいさつがあります。  
6番（山本武司君） 議長就任に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、岩手県後期高齢者医療広域連合発足以来最初の議会におきまして、私が議長の責を負うことになりました。私といたしましては、まことに光栄なことであり、その任務の重大さを痛感いたしているところであります。

議長の職務は、議会の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統括し、議会を代表すると地方自治法に定められておりますが、議会の運営は議員各位のご協力がなければ円滑に進むことはできません。私は、後期高齢者医療制度の円滑な実施のための議会運営に誠心誠意努力してまいりたいと存じますし、何とぞ議員各位におかれましては、後期高齢者が安心して医療を受けることができますように、関係諸施策に係る建設的かつ活発な議論をお願いしたいと思っております。

まず、議員各位の心からのご支援、ご協力をお願い申し上げます、簡単でございますけれども就任のごあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。  
浅井臨時議長 それでは、山本武司君、議長席にお着き願います。

〔議長、臨時議長と交代〕

### 議席の指定

議長（山本武司君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、ただいまご着席のとおり指定します。

### 岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙

議長（山本武司君） 日程第4、岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長には、菊地衛君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました菊地衛君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、指名のとおり菊地衛君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました菊地衛君が議場におられますので、本席から告知します。

#### 副議長就任あいさつ

議長（山本武司君） ただいま告知しました菊地衛君からごあいさつがあります。

13番（菊地衛君） ごあいさつを申し上げます。

ただいまは皆様方のご推挙を賜りまして、岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の重職を担うことになりました。心から厚く御礼を申し上げます。

私は、岩手県後期高齢者医療広域連合議会初代副議長という責任の重さを一層痛感しているものでございますが、皆様方のお力添えをいただきながら、議会の運営はもとより、後期高齢者医療制度発展のために誠心誠意努力する所存でございます。

議員皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、甚だ簡単でございますが就任のごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

#### 連合長あいさつ

議長（山本武司君） この際、今期臨時会の招集に当たり、広域連合長からごあいさつがあります。

谷藤広域連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） 一言ごあいさつ申し上げます。

年度末の休日、しかも公私ともに大変お忙しい中をご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

昨年9月に6人の市町村長と岩手県及び国保連を加えました計8人で構成する広域連合設立準備委員会を設置してから、広域連合の基礎となる広域連合規約案の作成を初めとした数々の課題に取り組み、12月には県内すべての市町村におきまして広域連合規約の議決を賜り、本年1月5日に知事に対しまして許可申請を提出、去る1月22日に設置許可書が交付され、2月1日をもって岩手県後期高齢者医療広域連合が発足をいたしました。

その後、2月6日から広域連合議員選挙の手續が開始され、市町村議会議員から選出される議員につきましては、関係市町村議会の3月定例会における選挙を経て、本日ここに20人の議員の皆様にお集まりをいただいたところであります。

これまでの関係市町村並びに関係団体のご支援、ご協力に対しまして改めて感謝申し上げます次第でございます。

ご案内のとおり、当広域連合は75歳以上の後期高齢者の医療制度の運営主体となるものがあります。今後は、平成20年4月1日の法施行に向けて、まだまだ大きな課題がございますが、関係市町村及び関係団体と連携を密にしながら、新たな高齢者医療制度を円滑に実施し、高齢者の福祉増進のため誠心誠意努力してまいりたいと存じております。

平成19年度を迎えるに当たり、岩手県後期高齢者医療広域連合の初議会を開催することができましたことは、まさに岩手県における後期高齢者医療制度の歴史的な第一歩を踏み出したということであろうと存じます。これまで真摯なご議論をいただき、当広域連合の発足に深いご理解と多大なご支援を賜りました関係市町村長及び関係市町村議会議員の皆様方に対

しまして改めて心より敬意と感謝を申し上げますとともに、議員各位におかれましては、広域連合の運営について、議会内はもとより、議会外においてもご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、岩手県後期高齢者医療広域連合の基礎を形づくる人事案、条例案、平成19年度当初予算案等の議案等についてご審議をいただくこととしておるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 会期の決定

議長（山本武司君） 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

#### 岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙

議長（山本武司君） 日程第6、岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に、田村彰平君、中塚博君、安部憲子さん、及川俱子さんの4人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました田村彰平君、中塚博君、安部憲子さん、及川俱子さんの4人を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、指名のとおり当選されました。

#### 発議案第1号から発議案第3号の上程、採決

議長（山本武司君） 日程第7、発議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」から日程第9、発議案第3号「広域連合長の専決処分事項の指定について」までの3件を一括議題といたします。

お諮りします。

発議案第1号から発議案第3号までの3件については、提案理由の説明、質疑、意見、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

これより採決に入ります。

発議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」は、原案の

とおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

発議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

傍聴人入室のため暫時休憩します。

（午後3時9分 休憩）

（午後3時11分 再開）

議長（山本武司君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

発議案第3号「広域連合長の専決処分事項の指定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（山本武司君） 日程第10、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第1号につきましてご説明申し上げます。

岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてであります。広域連合規約第12条第4項におきまして、副広域連合長は関係市町村の長のうちから広域連合長が議会の同意を得て選任することとされております。この規定に基づきまして、岩手県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会副会長であり、岩手県町村会会長でもある稲葉暉一戸町長が最適任と考え、選任いたしたいと存じますので、ご同意を求めようとするものでございます。

以上、何とぞ満場のご賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（山本武司君） これより議案審議を行います。

議案第1号の質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（山本武司君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山本武司君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号はこれに同意することに決しました。

ここで、暫時休憩します。

（午後3時13分 休憩）

（午後3時15分 再開）

議長（山本武司君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

#### 副広域連合長就任あいさつ

議長（山本武司君） この際、稲葉副広域連合長から就任のあいさつがあります。

副広域連合長（稲葉暉君） ただいまは副連合長としての選任いただきまして感謝申し上げます。これからは、その任の重さを自覚いたし、連合長を補佐し、皆様方とともに、よき連合をつくり上げていくために努力したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（山本武司君） 日程第11、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第2号につきましてご説明申し上げます。

岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでございますが、広域連合規約第16条第1項におきまして2人と定められており、また、同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。このうち識見を有する者の選任について、盛岡市代表監査委員の八重樫康雄氏が最適任と考え、選任いたしたいと存じますので、ご同意を求めようとするものでございます。

以上、何とぞ満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（山本武司君） これより議案審議を行います。

議案第2号の質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（山本武司君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山本武司君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号はこれに同意することに決しました。

#### 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（山本武司君） 日程第12、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

〔2番 小沢昌記君退席〕

当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第3号につきましてご説明申し上げます。

監査委員につきましては、先ほど議案第2号でご説明申し上げたとおり、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任するとされております。このうち広域連合議員について、議会からご推薦をいただいております奥州市議会議員の小沢昌記氏が最適任と考え、選任いたしたいと存じますので、ご同意を求めようとするものでございます。

以上、何とぞ満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（山本武司君） これより議案審議に入ります。

議案第3号の質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（山本武司君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山本武司君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号はこれに同意することに決しました。

〔2番 小沢昌記君着席〕

#### 議案第4号から議案第7号の上程、提案理由の説明

議長（山本武司君） 日程第13、議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合の休日に関する条例ほか17件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から日程第16、議案第7号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤職員に係る災害補償に関する事務について岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議の専決処分に関し承認を求めることについて」まで4件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（岩本宏己君） それでは、議案第4号から議案第7号まで4件を一括でご説明申し上げます。

あらかじめお送りいたしておりました広域連合議会臨時会議案という議案集がありますが、これによりご説明いたします。

1ページをお開き願います。

議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合の休日に関する条例ほか17件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて」からご説明申し上げます。

これは広域連合の設置に当たって18件の条例を専決処分したものであります。それぞれの条例について、条例の趣旨をご説明いたします。

2ページをお開き願います。

最初に、岩手県後期高齢者医療広域連合の休日に関する条例であります、この条例は広

域連合の休日を定めたものであります。

恐れ入りますが、次のご説明からは議案名の冒頭にあります岩手県後期高齢者医療広域連合という組織名の読み上げは省略させていただきたいと存じますので、ご了承願います。

3ページをお開き願います。

公告式条例についてであります。この条例は地方自治法の規定に基づき公告式に関し必要な事項を定めたものであります。

4ページをお開き願います。

事務局条例についてであります。この条例は地方自治法の規定に基づき広域連合長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務に関し必要な事項を定めたものであります。

5ページをお開き願います。

議会の定例会の回数を定める条例についてであります。この条例は地方自治法の規定による定例会の回数を定めたものであります。

6ページをお開き願います。

監査委員条例についてであります。この条例は地方自治法の規定に基づき監査委員に関し必要な事項を定めたものであります。

7ページをお開き願います。

職員定数条例についてであります。この条例は地方自治法の規定に基づき岩手県後期高齢者医療広域連合に勤務する一般職の職員の定数を定めたものであります。

8ページをお開き願います。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例についてであります。この条例は地方公務員法の規定に基づき職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めたものであります。

10ページをお開き願います。

懲戒に関する手続及び効果に関する条例についてであります。この条例は地方公務員法の規定に基づき職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めたものでございます。

11ページをお開き願います。

職員の育児休業等に関する条例についてであります。この条例は地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき及び育児休業法を施行するため必要な事項を定めたものであります。

14ページにまいります。

職員の休職の事由に関する条例についてであります。この条例は地方公務員法の規定に基づき休職の事由について定めたものであります。

15ページにまいります。

職員のサービスの宣誓に関する条例についてであります。この条例は地方公務員法の規定に基づき広域連合の職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めたものであります。

16ページをお開き願います。

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例についてであります。この条例は地方公務員法の規定に基づき職務に専念する義務の特例について定めたものであります。

17ページにまいります。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例についてであります。この条例は地方公務員法の規定に基づき職員の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件に関し必要な事項を定めたものであります。

22ページをお開き願います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についてであります。この条例は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものであります。

24ページをお開き願います。

職員の給与に関する条例についてであります。この条例は、別に定めるものを除くほか、地方公務員法の規定に基づき一般職の職員の給与に関し必要な事項を定めたものであります。

44ページをお開き願います。

旅費条例についてであります。この条例は、地方自治法に規定する広域連合の職員その他の者が公務のため旅行する場合に支給する旅費に関し必要な事項を定めたものであります。

54ページをお開き願います。

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例についてであります。この条例は地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めたものであります。

55ページであります。

財政調整基金条例についてであります。この条例は、翌年度以降の財政の健全な運営に資する財源及び歳入欠陥を埋めるための財源に充てるため財政調整基金を設置するものであります。

以上で、議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合の休日に関する条例ほか17件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて」のご説明を終わります。

次に、56ページをお開き願います。

議案第5号「平成18年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ46万8,000円と定めるものでありまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることとし、57ページにその表が掲げられております。内訳として、議会費が37万5,000円、総務費が9万3,000円です。

次に、58ページをお開き願います。

議案第6号「指定金融機関の指定の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。

これは、地方自治法施行令の規定により、広域連合の指定金融機関として株式会社岩手銀行を指定したものであります。

59ページをお開き願います。

議案第7号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤職員に係る災害補償に関する事務について岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。

これは、広域連合の議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を共同処理するため岩手県市町村総合事務組合に加入しようとするものであります。

以上で議案第4号から議案第7号までのご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第4号から議案第7号の質疑、討論

議長（山本武司君） これより議案審議を行います。

議案第4号から議案第7号まで4件に対し質疑に入ります。

村上議員。

16番（村上充君） 今説明された5ページに定例会は2回にしたということですが、

この2回にしたという根拠は何なのかお尋ねします。

それから、全員協議会でも質問が出ましたが、55ページで説明されました財政調整基金条例、取扱金融機関は岩手銀行にしたというお話でありましたが、この調整基金、いわゆるこの扱い、これは預ければ利息がつくことでありますから、先ほどの岩手銀行取り扱いは手数料無料だということで条件が整ったと。この基金の扱いについては、もし岩手銀行にこの基金扱いの指定金融機関にすれば何らかのそういう条件が絡んでいるのか、絡んでいるという言葉は適切ではありませんが、協議があって基金の問題の取り扱いはどうなるのか。他の金融機関との条件ではどういう条件があるのかということをもまず最初に伺います。

議長（山本武司君） 事務局長。

事務局長（岩本宏己君） 定例会を2回にした根拠ということですが、単一の事務でございます75歳以上の医療制度、これにつきましては、それを処理する自治体ということで、他の広域連合議会、他県の例も参考にしながら、今年の定例会については、1回目は保険料条例という重要なものがありますけれども、2回目の方は当初予算というような形で2回と定めたものであります。必要に応じて、もし緊急なことがあれば臨時会を開いて対応したいというふうに思います。

それから、財調の基金のことでございますけれども、指定金融機関を岩手銀行と定めておりますもので、当然財調の基金もそちらの方に保管するということになるかと思っております。

以上です。

議長（山本武司君） 村上議員。

16番（村上充君） 非常にこの広域連合における事務のシステムというのが幅広い内容を持ってありますし、それで、特に29の事務システムが今度やるようになるわけですね。その中の1市町村が18の事務をやるシステムになります。そういう状況からいって、本当に各自治体もそういう新たな制度の中で進められる広域連合ということで、定例会2回でいいのかなという疑問を持ったわけでありまして。必要に応じて臨時議会ということは、これはあり得ることではありますが、これはやはり限られた議案でやられるということになりますので、定例会はやはり総合的に議論する会議にしてほしいということからお尋ねをしたということで。確認しますが、適宜、臨時議会も必要に応じて開いていくんだということで、そこは対応していただければと思っております。

基金の関係ですけれども、これは今利息がいろいろ問題になっていて、金利も借りる方も

上がりました。そういう点で、基金の扱い方についての、さらに規則という、あるいは要綱というような形で協定を結ばれるというような内容になっているのか確認をしたいと思います。

議長（山本武司君） 事務局長。

事務局長（岩本宏己君） 規則というものについては現段階で制定する予定はございません。これは一般会計の毎年度のものでございます。それから、協定というのは銀行とのというお話でしょうか。

議長（山本武司君） 総務課長。

総務課長（古川重勝君） 今の関係でございますけれども、指定金融機関としての契約でございますけれども、資金を預ける預けないという形での話になりますと、当然私どもの方とすれば大きな資金を運用しますから、例えば基金の方に積むというのではなくて資金運用の関係で岩銀さんの口座に出し入れはしますけれども、基金に積むということになりますと、翌年度繰越分の地財法の関係で2分の1を積むと、そういうふうな形になりますから、現段階では一般会計の予算というものは各市町村からの分担金で整理されるということになっておりますので、表現的には適切でないかもしれませんが、端数整理的な形で繰越しの2分の1を財調に積んでいくような感じのイメージで受け取っていただければと思います。したがって、額はその法定額、大きくならないというふうに予想しておりまして、資金運用としますと、結果的に財調に積む場合は岩銀の口座に積ませることになるのかなというふうに思っております。

議長（山本武司君） 長門議員。

17番（長門孝則君） 17番、長門です。

今の基金の預け入れなんですけれども、ここの指定金に限らず、金利の高いところに預けていいと思うんですけれども、そういう形は当然とるわけですか。ちょっと確認なんです。

議長（山本武司君） 総務課長。

総務課長（古川重勝君） ご指摘のとおりでございまして、額も小さいというふうなことも最初考えまして、指定金融機関の方に預けるのが素直かなというふうに思っているところでございます。ただ、とはいっても私どもも台所を預からなければなりませんので、幾らかでも有利な方法を選んで、見積もりをいただいて、そちらの方に預けるということは当然あると思っております。そのようにしたいと思っております。

議長（山本武司君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山本武司君） 意見を終わります。

#### 議案第4号の採決

議長（山本武司君） 議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合の休日に関する条例ほか17件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） よって、議案第4号はこれを承認することに決しました。

#### 議案第5号の採決

議長（山本武司君） 議案第5号「平成18年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分に関し承認を求めることについて」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号はこれを承認することに決しました。

#### 議案第6号の採決

議長（山本武司君） 議案第6号「指定金融機関の指定の専決処分に関し承認を求めることについて」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号はこれを承認することに決しました。

#### 議案第7号の採決

議長（山本武司君） 議案第7号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤職員に係る災害補償に関する事務について岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議の専決処分に関し承認を求めることについて」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号はこれを承認することに決しました。

#### 議案第8号から議案第15号の上程、提案理由の説明

議長（山本武司君） 日程第17、議案第8号「岩手県後期高齢者医療広域連合行政手続条例」から日程第24、議案第15号「岩手県後期高齢者医療広域連合公平委員会の事務を岩手県に委託することの協議」まで8件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（岩本宏己君） それでは、61ページをお開き願います。

議案第8号「岩手県後期高齢者医療広域連合行政手続条例」についてであります。

この条例は、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とするものであります。

73ページをお開き願います。

議案第9号「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」についてであります。

この条例は、広域連合の実施機関における個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な

事項を定めるとともに、広域連合の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とするものであります。

93ページをお開き願います。

議案第10号「岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」についてであります。

この条例は、地方自治の本旨及び知る権利の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、広域連合の保有する情報の一層の公開を図り、もって広域連合の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の的確な理解と判断のもとに公正で透明な広域連合行政の推進に資することを目的とするものであります。

104ページをお開き願います。

議案第11号「岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」についてであります。

この条例は、地方公務員法の規定に基づき人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

107ページをお開き願います。

議案第12号「岩手県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例」についてであります。

この条例は、地方自治法の規定に基づき広域連合の財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

109ページをお開き願います。

議案第13号「岩手県後期高齢者医療広域連合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」についてであります。

この条例は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関し必要な事項を定めるものであります。

111ページをお開き願います。

議案第14号「岩手県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関する条例」についてであります。

この条例は、財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関し必要な事項を定めるものであります。

112ページでございます。

議案第15号「岩手県後期高齢者医療広域連合公平委員会の事務を岩手県に委託することの

協議」についてであります。

この協議は、地方自治法の規定により規約を定め、公平委員会の事務を岩手県に委託することの協議について提案するものであります。

以上で議案第8号から議案第15号までの提案説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

#### 議案第8号から議案第15号の質疑、討論

議長（山本武司君） これより議案審議を行います。

議案第8号から議案第15号まで8件に対し質疑に入ります。

村上議員。

16番（村上充君） 個人情報の取り扱いについてでございますが、80ページのところに個人情報の存否に関する情報ということでありましてけれども、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができるというふうになっております。第10条。さらに、次の情報公開条例でも、そういう行政文書の存否に関する情報ということで、ここにも、当該開示請求を拒否することができるということでありまして、具体的にどういうものが拒否されるのか、これについて。

それで、93ページの第1章の総則には、この条例は、地方自治の本旨及び知る権利の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利について定めることとしたと。そういう点では、情報の公開を図り、もって広域連合の諸活動を住民に説明する責務を負わされるものだと、住民の的確な理解と判断のもとに公正で透明な広域連合行政の推進に資することを目的とする。大変格調高い立派な目的を示したものだというふうに思いますけれども、先ほど2つ述べた存否に関する情報、開示しないというものの内容について具体的にお尋ねします。

議長（山本武司君） 事務局長。

事務局長（岩本宏己君） 具体的ということでございますが、この16条に書いてあるとおりでございますけれども、情報を見たいと言われた場合に、それはあるとかないとかというだけで本来開示ができないものを開示するような格好になるものという意味でございます。例えば、ちょっと具体的な実例といった場合、これは資料が今手元にございませんので、後ほど確認してお答えしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本武司君） 村上議員。

16番（村上充君） 両方とも同じ立場ですから、いわゆる行政文書の開示に関する情報、いろいろ述べていて、請求を開示することができるということですから、具体的にこういうものができるよ、こういうものはできないよということにならなければならないんですね。じゃ、どういうものが例えば例として挙げられるのか。そうすると、事務方ですべてそうだといいことではありませんが、これは開示できませんよ、これも開示できませんよということがあったら、すべて開示できない情報になってしまうという危険性があるわけですね。

それで、いろいろありますけれども、公文書の公開条例のようなものが示されています。これはいろんな形で専門家の方々とか、あるいは全国的な問題になった改正点が国会でも議論になりました。そういう点で、ここでいうこの文章では、ややもすると、これはこういうことの条例に基づいて開示できませんよ、これもできませんよということで、何ら情報を得ることができなくなるというふうはこの文面から感じるわけです。

ですから、くどいようですけれども、具体的に開示できるものとできないものというのがおのずと示されないと、情報を求める人を無視することになるんですね、この最後の文面だけ読むと。そうすると、この条項、目的に述べた県民に開かれた広域連合の理解を求め云々かんぬんというのは条文だけになってしまうというふうになってしまうのではないかというふうに感じたから聞いたわけです。

議長（山本武司君） 事務局長。

事務局長（岩本宏己君） その開示できない情報が明らかにされているわけでございます。77ページの第13条でございますけれども、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し当該個人情報を開示しなければならないということで、次の（1）からずっとあります。こういうものが含まれている場合は、その分は開示ができないということになっております。法令等の規定により開示することができないと認められる情報、2番目に、個人の評価、選考、指導、相談に関するような情報とか、それから、以下ずっと、このように開示できない場合というものが規定されておりますので、これに該当すると思われるような場合には、先ほどの存否を明らかにしないでということになるのかなと思います。

以上でございます。

議長（山本武司君） 村上議員。

16番（村上充君） 確かにここに列記してあります。これを矮小化されて、事務方の方でこれを拡大解釈されて矮小化されたんでは困るということなんです。その判断をどこに求めるかということになってくるので、その点は厳格に、やはり情報公開をするときは厳格に適切に対応していただきたいということなんです。

以上です。

議長（山本武司君） 事務局長。

事務局長（岩本宏己君） 厳格に対応してまいりたいと思います。

議長（山本武司君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山本武司君） 意見を終わります。

#### 議案第8号の採決

議長（山本武司君） これより採決に入ります。

議案第8号「岩手県後期高齢者医療広域連合行政手続条例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第9号の採決

議長（山本武司君） 議案第9号「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第10号の採決

議長（山本武司君） 議案第10号「岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第11号の採決

議長（山本武司君） 議案第11号「岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第12号の採決

議長（山本武司君） 議案第12号「岩手県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第13号の採決

議長（山本武司君） 議案第13号「岩手県後期高齢者医療広域連合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第14号の採決

議長（山本武司君） 議案第14号「岩手県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関する条例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第15号の採決

議長（山本武司君） 議案第15号「岩手県後期高齢者医療広域連合公平委員会の事務を岩手県に委託することの協議」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（山本武司君） 日程第25、議案第16号「平成19年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（岩本宏己君） それでは、議案書115ページをお開き願います。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,704万7,000円と定めるものであります。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしてあります。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

117ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費の197万4,000円でございますが、議員の報酬、費用弁償等議会の運営に要する経費であります。

2款総務費、1項総務管理費の4億2,385万2,000円でございますが、主な経費は派遣職員人件費負担金、広域連合システム保守等委託料、機械機器借上料となっております。

2項選挙費の2万4,000円でございますが、選挙管理委員の報酬等に係る経費であります。

3項監査委員費の19万7,000円でございますが、監査委員の報酬等に係る経費でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

116ページでございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金の4億1,687万7,000円でございますが、事務的経費に係る市町村からの負担金であります。

2款国庫支出金、1項国庫補助金の1,000万円でございますが、広域連合電算処理システムのネットワーク等に係る老人医療費適正化推進費補助金であります。

以上でご説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（山本武司君） これより議案審議を行います。

議案第16号の質疑に入ります。

村上議員。

16番（村上充君） 19年度の予算でありますけれども、広域連合全体の事業の当初予算でありますので、ここに老人医療の適正化推進費というのが予算化されております。ご承知のように老人保健法がなくなるわけですが、1つは、今まで保険税がかからなかった部分に75歳以上がかかるということになります。そこで、この保険のこうした自治体の中で、1つは保険料はまだ決まらないわけでありましてけれども、大方国が示した平均値の6万4～5千円から7万ちょっとぐらいの間に行くのではないかとというふうに推測します。いろいろ各自治体でも算出しているところも、見込みを計算しているところもあるようでありますが、岩手県は平均値を若干超えるか超えないか程度だと思っておりますが、その点の見通しについて、まず1つは伺います。

それから、後期高齢者の中で新たな75歳以上の人たちが、年間18万円以上の年金をもらっている人は年金から差し引く、そうすると、介護保険も入れますと大体月7,000円から1万円の間で徴収される。18万円以下は普通徴収されるということでありまして。したがって、これが滞納になると資格証明書、短期保険証の対象になります。これは今まで老人保健では老人の75歳の人たちにはなかった制度であります。こういうことになると、後期高齢者医療制度というものが、いかにお年寄りに負担、医療を制限させるかというようなこととなります。

それから、もう一つは、広域連合として重要なことは、岩手県で医療費適正化というものが推進本部がつくられました。知事が本部長であります。そして、いわゆる病院のベッドの削減がされます。県立病院は、ご承知のように600近くも削減される、診療化される。国会の議論の中では、ベッド1つ削減すると51万円の奨励金も出るとかというような議論まであります。そういう点で、岩手県でも、2,500のベッドの規制、介護保険がらみから始まるということでありまして、これが広域連合にそのままストレートで、広域連合がその計画を推進しなければならないというふうに連動されております。それは医療費推進計画の中で、その本部の3つの議題の中の1つになっています。これは8月に議論されますけれども、そういう点での対応はどう考えているのかということでありまして。

それから、もう一つは、予算にも選挙の問題が出されておりますが、20人にしたという根拠は何なのか。全国的に言えば、自治体の定数よりも多く議員を選出しているのは14の都道府

県があります。多いところは9人、市段階のところでは人口によって2人にする形をとるところもあります。自治体数と同じ議員のところは8県あります。ですから、臨時議会まで開いて、そういう各自治体から出すべきだという決定をしたところもあります。ですから、岩手県で20人でよいという、正しいという、その根拠になるのはどういうところで議論されたのか、どういう経過なのか。本来は私は1自治体1人以上の議員が好ましい、岩手県の広域事務組合でも、広域の施設でも全部各市町村から多かれ少なかれみんな出ているので、その点の経過についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう一つは、広域連合が保険者であるという定義づけはどこにあるか。これは、大阪大学の教授になっている堤修三さんという方が社会保険旬報ということで、老健局長をされた方であります。それが議論になって、国も見切り発車だということを述べている。法的根拠は示せなかったというふうに述べているんですが、広域連合が保険者だという位置づけはどこにあるのかということについて、まず伺います。

議長（山本武司君） 事務局長。

事務局長（岩本宏己君） 保険料の見通しはというお話でございますけれども、全国の標準的な例として6,200円という数字が出ておりますけれども、実は保険料の計算はこれからでございます。いろんなデータを使ってやっていかなければならないということです。今、どの程度というふうには、まだ言える段階ではございません。ただ、医療費の年間当たりのかかり方というのは、岩手県は全国ランキングからいいますと、かなり下の方だという事実はあるようでございます。

それから、資格証明書、確かに議員ご指摘のとおり、今までは老人保健に入っている人は何らかの理由で滞納があっても、ほかの人のように資格証明書というものは発行されなかったわけですが、今回のこの制度は、給付と負担、保険者との関係が明確になったということがあって、一般と同様に滞納等が生ずるとそのような資格証明書という規定があるわけでございます。それは事実でございます。ただ、その証明書を発行するには、いろいろとご本人から事情を伺って、一律、機械的にならないような方法で、現に県内の市町村でもそのように取り扱っているのではないかなと思いますけれども、いずれ市町村とも連携して、そこら辺は協議していきたいというふうに思っております。

それから、適正化本部のことでございますけれども、県におきましては、去年の8月21日に知事を本部長とする医療制度改革推進本部を設置しまして、関係部局による推進体制を構築しているところでございますが、今の段階は、事務局においてデータを収集している段階だ

というふうに伺っております。いずれ、まとまった段階、まだはっきり明示はされないと思いますけれども、広域連合としては、国とか県における検討の状況を見ながら、医療費の適正化に資するよう努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、議員定数の20人の件でございますけれども、根拠はと、正しいのかというお話でございますけれども、全国的なデータを見てもいろいろな設定の仕方をしているようでございまして、そのくらい絶対的にこれが正しいということはないという状況を示しているのではないかなというふうに思います。

私どもとしましては、設定するときに他県の状況とか人口とか市町村の数とか、あるいは昨今の行革の中の定数の関係とか、そういうことを考慮して準備委員会において協議して決めたということでございまして、全国的な傾向からしまして、この20人という、多いか少ないかという数字上のことを話しますと、決して少ないという状況にはなっていないのではないかなというふうには思っております。

それから、保険者であるかというご質問でございますけれども、確かに、医療に関する確保法、一般的には確保法と呼んでおりますけれども、そこでは広域連合は保険者というふうな位置づけはされておられません。ただ、国の説明では、広域連合は財政運営の責任主体であるので、給付を行う主体でもあることから実質的に保険者であることに違いはないと認識しているというふうに言っております。確かに、医療制度とはいえますけれども、医療保険制度という言葉は確かに法的には使っておりません。保険料で賄う分野というのが全体費用の1割という、ごく少ない部分を保険料で賄っているということが、保険制度というふうにつきちと規定できない理由のようでございますけれども、いずれそういう状況でございます。

以上でございます。

議長（山本武司君） 村上議員。

16番（村上充君） いわゆる医療費適正化の関係というのは、かなり過酷な内容になっていきます、岩手県の推進本部も。先ほど指摘したんですけれども、これを県が今度はすぽっと、先ほども全協で話がありました、県は一切見ないで、広域連合に賄いするわけです、一切を。だからこういう形でやられると、一番重大なのは市町村で独自の対策が今度はどれだけとれるかということになります。今でも各市町村で国保財政が大変で、老人保健が大変で、そして、そういう中でも、いわゆる医療費の減免、保険税の軽減、法定減免以外にいろんな措置を実態にしています。

ですから、差し押さえなんかひどいものです。どことは言いませんが、子供がテレビ見て

いたところに税務課の職員が来て電源を切って差し押さえの札を張っていく、あるいはオークションにかけて大々的にテレビで報道されるとか、そういう生活保護世帯のところ本当に押さえるものがないかということで、生活保護世帯まで福祉事務所が調べなければならないような事態、こういうことが歴然として起きているわけです。そういうときに、今度は高齢者の人たちの世帯が国保で滞納して短期の資格証明書になっていく。介護保険を滞納してもそのとおり。今度は高齢者に滞納すればそういう事態。そうすると、広域連合というのは何のためにつくったのかという批判が必ず出てくる。

その1つの根拠は、今おっしゃったように、法律では広域連合は保険者ではない。しかし、銭を集めている事業をやるから保険者の役割なんだと。だとしたら、被保険者の代表が入らなければならない。広域連合のそういう料金を決める。各市町村には国保運営協議会というのがあって、民生委員の代表とか何かが、こちらの今集まっている議員の方々は首長さんとか議長さんの方々に、それぞれみんな実績、そういう事業に携わってきた人たちですからご理解できると思うんですけども、なぜ被保険者の代表が入らないのか。被保険者が入って、広域連合の運営協議会のメンバーにならなきゃならない。ここを1つ見ても保険者という役割を持っていないと。

いわゆる銭集めの中心でもってやるんだよと。国も県も出さない。いわゆる医療費抑制、国からの給付費を減らす。そして、広域連合に全部下駄を預けてしまう。これでは泣くのは市町村です。そういうのを決める我々も責任が問われます。だから、1自治体1人以上の議員が出なければ、その実態の議論は出てこないんです。

私ごとですけれども、我が議会でも、この規約審査の審査特別委員会をつくりました。2時間半も議論しました。全員協議会も開きました。広域連合に加入しないという意見も決議もしています。規約だけを問題にしたんです。なぜ1自治体1人出られないんだということの議論になりました。

ですから、そういうことになると、紫波町なら紫波町、手前味噌ですけれども、私どもの実態があとの人たちの中でお互いにわからないんですね、どういう実態になっているかということ。そこを見た場合に、被保険者の代表が、くどいようだけれども、1自治体1人以上いなければ本当の実態の議論にならないと思うんです。くどいようですけれども、そういう運営協議会の設置の問題、定数の問題、これは私ばかりでなく、いろいろ議決書を出したところでは附帯決議したり、あるいは意見書を出したり、要望書を出したりというのは、資料を午前中にいただきましたけれども、そういう問題が本当になっています。だから、そう

いうことをやはり慎重に議論すべきだと思うんですが、連合長から、そういう問題についてどう認識して、今後改善しなければならない問題が出てくるかということまず。

それから、もう一つ、保険料の関係でほとんど知られていない、広域連合の後期高齢者医療制度というのは何なのだと、県民は知られていません。議会の中でも何らそういう説明を受けてどんどんやったものはないんです。だから、首長さんたちも詰められても、中身が全然示されていないものだから答えようがない。ただ通知1本1本でやられている。そういうことでは困るわけですね。批判されるのは議会や首長さんが住民から批判される。まさに間尺に合わない仕組みになる。

そこに、保険料の関係で言えば、今度新たに後期・前期があります。前期というのは74歳から65歳まで、それから、さらに世代間の、いわゆる現役の人たちからの保険料があります。これは支援金という形の仕組みになります。給料の明細書などには保険料の内訳が示され、そして現役向けの医療に充てられるのを含めて、いわゆる基本保険料と特定保険料と支援金という形で給料明細から出されます。そこでこれらを含めて、長くなりますけれども、8月に仮保険料を決めることになっていますね、スケジュール表では。そうすると、今、4月までに各市町村からいろんなデータを集めると、75歳以上の人は何人いる。国民年金もらっている人は何人いる。18万円以上は何人いる。2分の1を超えては徴収できないと。だから、一定の資料を市町村つくるにも大変苦慮しています。

そこで、いろいろしゃべりましたけれども、その点についてもう1回繰り返しますと、簡潔に言いますと、被保険者代表を入れる協議会を設置するのかどうか。各市町村で苦勞して住民の立場で一般会計からも入れて苦慮しているのに、その今までの制度が本当に広域連合の形の中で各自治体の対策が守られるのかというようなことについて。それから、定数の問題ということで絞ってお伺いします。

議長（山本武司君） 連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） まず、広域連合に被保険者の代表が参加するというような運営協議会、これを組織するのが必要ではないかという部分のお話だと思いますが、参画をしていただくのは非常に大事なことだということは認識しておりますけれども、どのような形で参画をしていただくかということ。これらにつきまして早急に検討していきたいというふうには思っております。どういう形がいいかということ、これはちょっといろいろ詰めていく必要があるかとは思っております。

それから、議員の数、20人ということでスタートをさせていただいておるわけでありす

けれども、各議会の方でもいろんな議論があったというふうに思っておるわけでございまして、今後、さらにこの議論を深めていただきながら、今後の課題として、これについては取り組みを進めてまいりたいと思っております。

議長（山本武司君） 事務局長。

事務局長（岩本宏己君） 周知のことですけれども、これは大変大事なことでございます。我々も周知に努めてまいりたいと思います。これは当然各市町村において身近な住民の方々にも当然市町村の責任で周知に努めていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山本武司君） 村上議員。

16番（村上充君） そこで、くどいようだけれども連合長に再度お伺いしますけれども、12月の全県の、これは全国一斉に12月に決めろということで、これはお達しが出て決めることになったようですが、12月市町村の議会で、議決書、あるいは会議録、あるいは意見書、そういうものが出されて、いろんな資料いただきました。これを見て連合長はどのように思っているのか。

いろいろ内容はあります。共通して、やはり議員の定数の問題が共通の課題だと思うんですけれども、そこはやろうとすればそんなに難しい課題ではないというふうに私は思うんです。皆さんの了解を得ないで言うのも何ですけれども。ましてや2回しか定例会開かないとなると、やはりそういうものは必要だというふうに思うので、各市町村議会から上がってきた意見書だとか、あるいは会議録がでてるところはまだちゃんとならないようなんですけれども、議会の情報を得た中でどういうふうにご判断されているのか最後にお尋ねします。

議長（山本武司君） 連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） 各市町村から1名の議員の選出をした方がいいのではないかとこの議論があったということは承知しているわけでございますけれども、規約改正につきましては、今議会が広域連合の設置後の初議会ということでもございますし、まずはこの体制で進めさせていただいているわけでありまして、なお、規約の改正につきましては、地方自治法上の各構成団体において調整を進める必要があるということでございますので、これらにつきましても、今日のことも含めて、それから皆様方とさまざま協議をしながら、ご相談しながら進めさせていただくことになるかなと思っております。

議長（山本武司君） 小沢議員。

2番（小沢昌記君） 規約のことでありましたので、できれば後からちょっと発言の機会を

いただこうかなと思っていたところであります。

といいますのは、付議された部分と予算に絡めて規約のことについてまで言及していいのかということ、ちょっと私迷ったものですが、今ほど広域連合長の方からそのことについても言及されてご答弁なさっておられましたので、あえてこの場をお借りして質問させていただきたいと思います。

実は、今ほど連合長がおっしゃられましたように、昨年の12月議会に岩手県内35市町村が同時議決ということで、規約を含めたこの広域連合の設立に関する議案を同時議決して広域連合が開始されたということであって、本来、規約のことに関しては、この議会で云々言える部分であるかどうかという、そもそも論から本当はお話ししなければならないと思うんですが、実際問題として本日このような形で議会が立ち上がったわけでありまして、広域連合全体のこととお話しできる場所はここしかないということでもあります。

規約については、実は7条と8条についてやはり見直すべきだと私は思っております。7条は20人ということの定数を決めた部分でありますし、要するに、その20人の中の選挙に関する部分についての規定をしたのが8条ということでもあります。今ほど16番議員がお話もしたとおり、私も各市町村から1名ずつ、首長であるか議会議員であるかはともかくとして、それは各自治体にお任せするというふうな形の中で、20年の本格実施する前に、やはり定数、岩手県を構成する35市町村で構成される広域連合でありますので、人口の大小、自治体の財政規模の大小にかかわらず、みんなが等しくこの場所に来て、同じ問題に直面し、解決をしていくというふうな体制こそが、県民というよりも、この場合には岩手県市町村民のためにやはり有意義な議会になっていく、ないしは広域連合としてその力を発揮する組織になるのではないかというふう考えるわけでもあります。

とすれば、結果として、準備会が昨年設立され、その準備会がつくったものが35市町村にお諮りした規約ということでもあります。今ほど広域連合長がお話しされたように、そういうふうな形でいいということであれば、これは議会にお諮りするということであるのかどうか、それよりは広域連合の事務局体制ができたということであれば、規約に関する変更でありますから、連合長がそのことについて首長さん方とご協議していただきながら、7条、8条についての定数に関する条例の一部を変更するというふうなところを進めていただければ、そのとおり進むのではないかというふうにも考えるわけでもあります。

ただ、逆に議会もあることなので、このことについては改めて議案として提出して議会の同意を求めて諮るというやり方もあろうかと思いますが、今この部分で決められた状況に

おかれましては、規約については我々の関知しないところで決められたということであります。準備会が提出して今の規約ができているということでありますので、まず質問の1点目として、もし35市町村にわたって同時議決を求められる規約変更を提出する場合に、議会と相談して、私はやった方がいいと思うんですけども、どのように考えておられるかということと、もう1点、やはり20年の本格実施前には、その定数条例、定数にかかわる部分、規約の7条、8条については変更しておくべきだというふうに考えると期限の問題です。どういふふうな手続で進めていけばいいのか。そして、いつまでにすればいいのかというふうな見通しについて、広域連合長のご見解をお聞きするものであります。

議長（山本武司君） 事務局長。

事務局長（岩本宏己君） 同時変更、35人ということでございましたけれども、今までは連合ができなくて、そういう状態でありましたから準備委員会という形で進めてきた経緯もありますけれども、現在、連合ができ構成団体ががっちり固まっているという状況でございます。規約変更をする際には、原則として構成団体側の主導で団体全体の合意が得られると、それぞれの議会で議決して変更に至ると、そういうふうなものと解釈しております。

広域連合側から各構成団体に変更の要請というのは、法律としてはできるケースというのは規定されておりますけれども、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があると認められるときは、議会の議決を経て、この議会というのは連合議会ですけれども、経て、構成団体に対し規約の変更を要請することができる、連合長が要請することができるとなっております、法律では。

定数の部分だけを変えるのがこれに該当するかどうかということになりますと、ちょっとどうかなという感じがしないわけでもありませんけれども、こちら辺はちょっと研究といえますか、今後検討して、ただ、県にも照会したことがありましたけれども、原則的には構成団体側の主導で、スタイルとしてですね、主導で自主的に団体が決めてそれぞれの議会で同じ改正案を議決すれば、それはその後知事から許可をとって認められるというふうなことになるっております。

時期のことについては、これはできるかできないかという可能性のことを言えばできないことはないと思いますけれども、そこまで至れるかどうかというのが、合意といえますか、そういうことはあるのかなというふうに思っております。

議長（山本武司君） 小沢議員。

2番（小沢昌記君） 事務方とすれば、そういうふうなご答弁をせざるを得ないと思うんで

す。

では、あえてお聞きしますが、ここにはたまたま、議長に質問するというのはちょっと大変失礼な話になりますが、実は正副連合長はそれぞれ県内の市長会、町村会の会長さんでございます。また、ここの中には町村議長の会長さんも、そして市議会議長の会長さんもいて、実はこういうふうな話があるんだけどもどうだろうかという、そういうふうな会議を開くイニシアチブを持った方がこの議場にいらっしゃることなのであります。とすれば、少なくともご答弁いただける部分は、山本議長は別として、また菊地議員も別とすれば、正副連合長にお話を、ご見解を伺いたいわけですから。

早急に、今私がお提案申し上げたようなことを市長会ないしは町村会の中でお話をいただいて、19年度中に形を決めるというふうな形でご協議いただきながら、各参加の35市町村、何とかならないかというふうな方向を出していただき、また、それぞれ首長さん方でありますので、議長会なり各町村の首長さん、議長さんおられるわけですから、連携して、今、局長がお話ししたとおり、構成団体側からの自発的なものがあればそれは変えることはやぶさかでないというのであれば、実はそれほど変える手続については、その前段まで持っていくというのはそれほど面倒ではないわけです。そういうふうな意味で、正副連合長のご意向をお聞かせいただけますでしょうか。お願いいたします。

議長（山本武司君） 連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） いずれ各市町村からのですね1名ずつ出た方が幅広いご意見を反映できるというようなことのご提案でもございますし、その辺、手続的なもの、いろいろ調整は必要かとは思いますが、何とか、20年にスタートするわけでございますので、19年の中で対応できる可能性、この道を探っていきたいと思っております。

議長（山本武司君） 副連合長。

副広域連合長（稲葉暉君） 準備委員会、主に市長会、町村会合議の上で進めてきた実態でございますけれども、今の定数の問題に関していいますと、実は各自治体と同じ数の議員があればいいというのは、どちらかという町村会としての意見になるのかなというふうに思っております。実は議論の中で町村会長として定数20というのを前提に話をしてきたわけでございますけれども、特に役員会とか町村長で集まる中では特に出てこなかった。そういうふうにご考慮していた首長さんも多かったと言いますが、ぜひとも1名は欲しいというふうな強い意見が出なかったように私は記憶しています。

今の議論の中で、むしろ市部の方からそういう意見が出てくるということで、ありがたい

ような気もいたしておるのでございますけれども、私は、町村会長とすれば、まず大体定数20名のうちで7名くらいですか、7～8名は当選させてもらえるだろうということの中で、これは町村議長会と同じ立場に立っての話でございますけれども、まず、町村会の会員数22名でございますので、町村に1名くらいはというようなことの中で、それぞれの自治体が正確にこの広域連合にその自治体としての意思を反映すべきかどうかについてというよりも、規模の差はあるのかなというような感じでした。

例えば、町村でも5万を超えるところもございまして数千人のところもございまして、小さいところと、例えば市部に比べて存在することを考えれば、まず町村会とか議長会の方でうまくそこを代弁すれば何とかやっていけるのかなと。市部の方は大体13名くらいですか、それぞれ1名くらいずつ出られるというような読みもございましたので、そういうふうに乗っかっておったものでございまして、実はこのような議論になってることは町村会としてうれしいことでございますけれども、ただ、一旦決めたことをですね、またこの1年の中で議論し直すという、実際ニーズがあるかどうかについては、町村会、また町村議長会としても聞き取りをいたします。連合長とともにですね協議してまいりたいと、いずれこういう意見が出ましたので結論は出していきたいというふうに思います。

議長（山本武司君） 小沢議員。

2番（小沢昌記君） ありがとうございます。

初めての制度でありまして、実は、こういう言い方をすると大変恐縮なのかもしれませんがけれども、財政規模の余り大きくないところ、ないしは医療施設の充実していないところ、さまざま県内には、大きなエリアでありますから、さまざまな差異があるわけであります。そういうふうな部分において、実施したけれども、同じ料金を払っているのにサービスの内容が違うじゃないか、収納率が違うじゃないかというふうなさまざまな不安が出てくる可能性が非常に多い制度であるということは、これは識者の中ではもう既にこのものが出た状況から既に危惧されている状況なのであります。

そういうふうな部分において、この広域連合が最終的に料金を課金するという決定機関であって、集金するのは各市町村であります。というふうな形からすれば、ここでどのような料金体系をとるのか、ないしは差異をつけてもいいという制度もありますからね、中においても。その場合に、それがいかに公平な形で図られて差異ができたのか、ないしはそういう内容的な料金の違いができたのかということも含めて、もし、イレギュラーな部分、要するに、救済をするという意味の中でも料金が、保険料が違ってきたり、ないしはこの保険料が

果たして正しい保険料なのかということ、これはやはり自治体の大小にかかわらずみんなで決めるというふうな、そういうふうなシステムをもって、この医療制度をつくり上げていかなければならないと私は心から思っております。

そういうふうな意味からすれば、非常に面倒な仕事を国は各地方公共団体に押しつけてきているというのは事実であります。恐らく、この状況の中で何の問題もなくいけば、それはそれでいいですけども、一番苦勞なさるのは多分35市町村の首長さんだと思いますよ。議会からは、なぜ特別に我が市だけで上乘せとか横出しの補助をできないんだと。それは広域連合のシステム上でできないんだということになります。こんな高い料金を払っているのに盛岡とうちじゃ全然違うじゃないかというふうな問題は常に出てくるわけです。

そういうふうな場面に、我が方の代表が1人も行っていないところで決められて、それで満足できるかというふうなことに対しては、ぜひともやはり最低でも35人、全市町村から代表者が出てお話をさせていただくというふうなシステムはぜひつくるべきでありますので、これは重ねての同じことの質問でありますけれども、それほどやはり重要な、第2の国民健康保険とも言われていますけれども、弱者の被保険者から、要するに、資格証明書を発行して保険を受けられない状況もつくられていってしまうという状況も、非常に厳しい状況もペナルティーも含めて制度ができ上がっているわけですので、その辺についてはぜひ前向きに、できれば19年度中に定数を変更していただくというふうなことで、重ねて、連合長の方はそのような形でいただきましたけれども、副連合長の方も前向きにお話をさせていただきながら対応していただきたいと思うんですが、再度、副連合長にご見解をお伺いしたいと思います。議長（山本武司君） 副連合長。

副広域連合長（稲葉暉君） 先ほど申し上げましたとおり、町村部とすれば、きめ細かい代表を議員という形で選んでもらえば、それにこしたことはないというふうなことであるわけでございますけれども、まず20名に決めた経緯もございますので、それを勘案の上、協議してまいりたいと思います。

議長（山本武司君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山本武司君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第16号「平成19年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（山本武司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

#### 閉会の宣告

議長（山本武司君） 以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって、今期臨時会を閉会します。

閉会 午後4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 浅井 東兵衛

議長 山本 武司

署名議員 大石 満雄

署名議員 小沢 昌記